

令和6年分所得税について定額減税を行うことに伴い、源泉徴収票及び給与支払報告書へ減額額を記載する必要がありますので、ご注意ください。
 詳しくは、国税庁ホームページを参考にしてください。
 (裏面に国税庁ホームページのQRコードを掲載しています。)

5. 源泉徴収票への表示 (※給与支払報告書への表示も同様です。)

年末調整済みの源泉徴収票

年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「(摘要)」欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額××円」と記載します。

記載する金額は次のとおりです。

(年調所得税額^{②④} ≥ 年調減税額^{②④}-2 の場合)

12・13 ページの年末調整計算シート又は源泉徴収簿 (以下「年末調整計算シート等」といいます。) の「年調減税額^{②④}-2」欄の金額を記載します。

(年調所得税額^{②④} < 年調減税額^{②④}-2 の場合)

年末調整計算シート等の「年調所得税額^{②④}」欄の金額を記載します。

また、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 (年末調整計算シート等の「控除外額^{②④}-4」欄の金額) を「控除外額××円」(控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」と記載します。

さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者 (以下「非控除対象配偶者」といいます。) 分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

なお、「(摘要)」欄への記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないように留意してください。

年末調整を行った後の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄には、年調所得税額から年調減税額を控除した残額に102.1%を乗じて算出した復興特別所得税を含む年調年税額 (年末調整計算シート等の「年調年税額^{②⑤}」欄の金額) を記載することになります。

(注1) 令和6年6月1日以後の退職・国外転出・死亡等で、年末調整を了した後に作成する源泉徴収票においても同様となります。

(注2) 非控除対象配偶者を有する者で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載することとされていますが、この場合に当該非控除対象配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合には、「減税有」の追記で差し支えありません。

【記載例】 <年末調整を行った一般的な場合>

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居住地 △△市〇〇町1-2-3		税(別)番号 112233445566		
氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎		税(別)番号 112233445566		
種類	支払金額	給与所得控除後の金額 (源泉徴収額)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料	7,770,000	5,893,000	2,881,300	44,500
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者 からの 源泉の額
○	380,000	1	1	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅ローン等特別控除の額
1221,300		120,000	50,000	40,000
【摘要】 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円				

注意!!

定額減税に関する
事項を記載する
必要あり

〔記載例〕 <非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所又は居所 △△市〇〇町 1-2-3	〔給与番号〕 〔個人番号〕 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6									
		〔氏名〕 ヤマカワ タロウ 山川 太郎									
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 〔調整控除後〕			所得控除の額の合計額			源泉徴収額			
給 料	14 400 000	12 300 000	2 849 930	1 283 900							
〔源泉〕控除対象配偶者 の有無等	配偶者〔特別〕 控除の額	控除対象扶養親族の額 〔配偶者を除く。〕			16歳未満 扶養親族 の額		障害者の額 〔本人を除く。〕		非居住者 の扶 養の額		
		専 断	共 同	其 他	1	1	1				
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
1569 930		120 000		50 000		205 000					
〔摘要〕 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 非控除対象配偶者減税有											

〔記載例〕 <非控除対象配偶者が障害者に該当する場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所又は居所 △△市〇〇町 1-2-3	〔給与番号〕 〔個人番号〕 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6									
		〔氏名〕 ヤマカワ タロウ 山川 太郎									
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 〔調整控除後〕			所得控除の額の合計額			源泉徴収額			
給 料	14 400 000	12 300 000	3 599 930	1 061 800							
〔源泉〕控除対象配偶者 の有無等	配偶者〔特別〕 控除の額	控除対象扶養親族の額 〔配偶者を除く。〕			16歳未満 扶養親族 の額		障害者の額 〔本人を除く。〕		非居住者 の扶 養の額		
		専 断	共 同	其 他	1	1	1				
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
1569 930		120 000		50 000		205 000					
〔摘要〕 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 減税有 山川花子（同配）											

年末調整を行っていない源泉徴収票

年末調整を行わずに退職し再就職しない場合や、令和6年分の給与の収入金額が2,000万円を超えるなどの理由により年末調整の対象とならなかった給与所得者については、その方に係る「給与所得の源泉徴収票」の作成に当たり、「〔摘要〕」欄には、定額減税等を記載する必要はありません。

なお、「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の、実際に源泉徴収した税額の合計額を記入することになります。



※QRコードを読み取っていただくと
国税庁ホームページへアクセスでき
ます。



↑↑↑ 定額減税特設サイト ↑↑↑ 年末調整のしかた